

## 議事要旨(5) 金融商品専門委員会における検討状況（ヘッジ会計）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、金融商品専門委員会では、IASBの公開草案「ヘッジ会計」の提案内容へのコメントの検討を進めていること、及び今後のスケジュールについて説明がなされた。また、丸岡専門研究員より、審議事項(5)-1及び(5)-2に基づき、コメントの方向性について説明がなされた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、質問 1 に関して、企業のリスク管理行動は資本をターゲットにする場合もあるので、本公開草案のように純損益に対象を絞る必要はなく、FVOCI 指定の資本性金融商品が最大の論点と考えているとの発言があった。これに対し事務局からは、ASBJ の立場はリサイクリングが必要というものであるが、コメントの方向性には何通りか考えられる旨の回答がなされた。
- ある委員から、質問 7 に関して、リスク管理方針の変更により、企業はヘッジ会計の中止が実質的に可能となるという事務局の懸念は理解するが、現行の日本基準ではヘッジ会計の中止は比較的可能な建付けであり大きな弊害も生じていないと考えているとの発言があった。これに対し事務局からは、弊害の有無については違う意見を持つ方もいると思うが、色々な方の意見を伺いたい旨の回答がなされた。
- ある委員から、質問 4 に関して、リスク要素を適格なヘッジ対象として認めることについて、金融商品と非金融商品に差をつけていないので、「金融商品と同程度の客観性・検証可能性が担保される場合にのみ認める」とする事務局の考えは企業のリスク管理行動を過度に縛ることになるのではないかと、との発言があった。これに対し事務局からは、非金融商品は相対的に判定が容易ではない旨、及び非金融商品を取り扱う方々の意見を伺いたい旨の回答がなされた。
- 上記質問を踏まえ、事務局からは、企業のリスク管理戦略をベースにして、これまで認められなかった事項が、今後は認められるという点について、各質問を検証する過程で同様の懸念が明確化されるので、質問 1 で総括してコメントを検討したいとする旨の説明がなされた。
- あるオブザーバーから、有効性判定を対象物全体からヘッジ対象を特定するステップと、最適ヘッジ比率を特定するステップの 2 つに分けるとする事務局の理解が妥当でない場合もあるのではないかと、また、純資産保全の観点も踏まえて FVOCI 指定の資本性金融商品のヘッジ対象指定も認めるべきである旨の発言があった。これに対し事務局からは、後者についてはクロスカッティングの論点もあるが、発言を踏まえコメントを検討する旨の回答がなされた。
- ある委員から、企業のリスク管理方針に合致していれば何でも認められるのかという懸念が、監査面や運用面である旨の発言があった。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ある委員から、期限前償還オプションを含む契約の階層部分を公正価値ヘッジの対象として適格でないとする提案について、マクロヘッジの議論の際に再考すべきとする事務局の考えには同意するが、コメントの方向性は「賛成」というよりも、今後の議論を期待する中で、本公開草案の提案に理解できるとする程度の方がよいのではないかと、との発言があった。
- ある委員から、本公開草案には FASB が関与していないので、提案のとおり最終基準化されると、米国会計基準を使う企業との大きなダイバージェンスが生じる懸念もあるとの発言があった。

以 上